

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03043	申請・届出	事業開始報告	特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われる建築工事の着手に当たって、当該作業の開始後、速やかに「特定元方事業者の事業開始報告」を労働基準監督署長あてに行った。	労働安全衛生規則 特定元方事業者は、特定元方事業者の事業開始報告を工事開始後、遅延なく労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「22044」の類似問題です。)	○
28042	申請・届出	建設工事計画届	高さ40mの鉄筋コンクリート造の建築物の解体工事を行うに当たって、「建設工事計画届」を特定行政庁あてに提出した。	労働安全衛生規則 第88条 (計画の届出等) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、「建設工事計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。高さが31mを超える建築物の建設、改造、解体または破壊の仕事は労働安全衛生規則第90条1により届け出が必要な仕事とされている。特定行政庁ではなく労働基準監督署長へ提出するので誤り。	×
16013	申請・届出	建設工事計画届	深さ12mの掘削を行う建築物の新築工事において、掘削面の下方に作業員が立ち入る場合、労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面等を添えた「建設工事計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長あてに届け出なければならない。	労働安全衛生法 第88条、労働安全衛生規則 第90条 建設業等の事業の仕事で、厚生労働省令で定めるもの(①高さが31mを超える建築物または工作物(橋梁を除く)の建設、改造解体または破壊の仕事、②掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業を行う仕事、③ずい道等の建設など)を開始しようとするときは、「計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに、「労働基準監督署長」に届け出なければならない。よって正しい。(この問題は、コード「20022」の類似問題です。)	○
18045	申請・届出	寄宿舎設置	所定の建設工事に従事する者のための附属寄宿舎を設置するに当たって、「寄宿舎設置届」を市町村長に提出した。	労働基準法 第95条 (寄宿舎生活の秩序)、建設業附属寄宿舎規程第1条 (適用の範囲)・第2条 (寄宿舎規則の届出) 建設業に附属する寄宿舎設置については建設業附属寄宿舎規程により、行政官庁(この場合は労働基準監督署長)に届け出るとされている。市町村長に届け出るのは誤り。	×
01042	申請・届出	共同企業体代表者届	労働安全衛生法に基づく「共同企業体代表者届」を、「事業者」が「工事開始の日の14日前までに」都道府県労働局長あてに届けた。	労働安全衛生法 第5条、労働安全衛生規則 第1条 2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場合において行われる当該事業の仕事で共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、仕事開始の14日前までに、当該仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「15035、17022、21041」の類似問題です。)	○
25044	申請・届出	建設物設置届	支柱の高さが4mの型枠支保工を設置するための「建設物設置届」を労働基準監督署長あてに提出した。	労働安全衛生法 第88条、労働安全衛生規則 第86条および別表7 型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る。)及び架設通路(高さ及び長さそれぞれ10m以上のもの)を設置するため 法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、その計画を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「15031」の類似問題です。)	○
03051	申請・届出	建設物設置届	建築物の改修工事のための枠組足場を設置する計画において、高さ12mの枠組足場の組立てから解体までの期間が49日であったので、その計画を労働基準監督署長に届出なかった。	労働安全衛生法 第88条 (計画の届出等)、労働安全衛生規則 第86条および別表7 つり足場、張出し足場以外の足場で、高さが10m以上のものを60日以上設置しようとするときは、その計画(「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」など)を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって高さが10m以上の枠組足場であっても設置期間が49日の場合は届けなくても良いので正しい。	○
22042	申請・届出	エレベーター設置届	積載荷重1.5tの工事用エレベーターを設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、エレベーター明細書、エレベーターの組立図及び強度計算書を添えたエレベーター設置届を、建築主事あてに提出した。	クレーン等安全規則 第140条 (設置届) 積載荷重1t以上のエレベーターの設置に当たっては、エレベーター設置届に「エレベーター明細書」、「エレベーターの組立図、強度計算書」を添えて工事開始日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって誤り。	×
26014	申請・届出	エレベーター設置届	建築物の新築工事において、積載荷重1tの本設エレベーターを工事用として仮使用する場合、あらかじめエレベーター設置報告書を労働基準監督署長あてに提出することにより、エレベーターの据付工事完成直後から使用することができる。	建築工事監理指針 積載荷重1t以上のエレベーターを設置する場合は、エレベーター設置届を労働基準監督署長に提出し、労働基準監督署長の落成検査を受けなければならない。よって落成検査を受けずにエレベーターの据付工事完成直後から使用することはできないので誤り。なお、積載荷重0.25t以上1t未満の場合は、エレベーター設置報告書を労働基準監督署長に提出するが、落成検査の必要はない。(この問題は、コード「20035」の類似問題です。)	×

「届出、PCa」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30041	申請・届出	クレーンの設置届	労働安全衛生法に基づく「クレーン設置届」を、事業者が、工事の開始の日の10日前までに、 <u>労働基準監督署長</u> に提出した。	クレーン等安全規則 第5条（設置届） クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、 <u>クレーン設置届</u> にクレーン明細書、クレーンの組立図、定められた構造部分の強度計算書及び定められた事項を記載した書面を添えて、 <u>工事開始の日の30日前までに</u> 、その事業場の所在地を管轄する <u>労働基準監督署長</u> に提出しなければならない。よって誤り。 <u>提出期間があやまり → 1319ト。</u>	× P1
24042	申請・届出	ボイラー設置届	ボイラー（移動式ボイラーを除く。）の設置に先立ち、当該工事の開始の日の30日前までに、「ボイラー設置届」を、 <u>消防署長</u> あてに届け出た。	ボイラー及び圧力容器安全規則 第10条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとする事業者が労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、 <u>ボイラー設置届</u> をその事業場の所在地を管轄する <u>労働基準監督署長</u> に提出しなければならない。よって誤り。（この問題は、コード「16043」の類似問題です。）	×
29043	申請・届出	安全上の措置に関する計画	「建築基準法」に基づく工事中における「安全上の措置等に関する計画届」は、 <u>建築主</u> が、 <u>都道府県知事</u> に提出する。	建築基準法 第90条の3（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出） 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において、建築物の使用に関し、 <u>建築主</u> はあらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して <u>特定行政庁</u> に届け出なければならない。 提出先は都道府県知事ではなく <u>特定行政庁</u> であるので誤り。	× P2
17024	申請・届出	安全上の措置に関する計画	建築基準法に基づく安全上の措置等に関する計画届は、 <u>工事施工者</u> が、 <u>特定行政庁</u> に提出する。	建築基準法 第90条の3 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において、建築物の使用に関し、 <u>建築主</u> はあらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して <u>特定行政庁</u> に届け出なければならない。 届け出るのは工事施工者ではなく <u>建築主</u> であるので誤り。 <u>提出者があやまり → 1319ト。</u>	×
03041	申請・届出	中間検査	指定確認検査機関による確認を受けた建築物について、特定行政庁が指定した特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に到達するように、「 <u>中間検査申請書</u> 」を <u>建築主</u> 事あてに提出した。	建築基準法第7条の3 建築主は、 <u>中間検査</u> を受ける必要のある建築物について、「 <u>中間検査申請書</u> 」を、指定された特定工程に係る工事を終えた後、基本的には4日以内に、 <u>建築主事</u> 等に到達するように提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「19043、25042、27043」の類似問題です。）	○
02044	申請・届出	建築物除却届	既存建築物を除却し、引き続き同じ敷地に床面積の合計が200㎡の建築物を新築する工事に先立ち、当該既存建築物の床面積の合計が100㎡であったので、当該工事の施工者が <u>特定行政庁</u> あてに「 <u>建築物除却届</u> 」を提出した。	建築基準法 第15条 建築物の除却の工事を施工する者が建築物を <u>除却</u> しようとする場合は、 <u>建築主事</u> を経由して、その旨を都道府県知事に届け出る。ただし、当該建築物の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りではない。届出先は特定行政庁ではなく <u>都道府県知事</u> であるので誤り。	×
26041	申請・届出	宅地造成	宅地造成に関する工事の許可を受ける必要があったので、「 <u>宅地造成に関する工事の許可申請書</u> 」を <u>建築主事</u> あてに提出した。	宅地造成等規制法 第8条 <u>宅地造成に関する工事の許可申請書</u> は、造成主が、工事に着手する前に、 <u>都道府県知事</u> に提出する。建築主事ではないため誤り。	×
01041	申請・届出	特定粉じん排出等作業	大気汚染防止法に基づく「 <u>特定粉じん排出等作業実施届出書</u> 」を、「 <u>特定工事の発注者</u> 」が、「 <u>作業開始の14日前まで</u> 」に、 <u>労働基準監督署長</u> あてに提出した。	大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項） <u>特定粉じん排出等作業</u> を伴う建設工事（特定工事）を施工しようとする者は、 <u>特定粉じん排出等作業実施届出書</u> を、作業の開始の14日前までに、 <u>都道府県知事</u> に提出しなければならない。労働基準監督署長ではなく <u>都道府県知事</u> に提出するので誤り。（この問題は、コード「19044、23042」の類似問題です。）	×

アスベストの除去作業

→ 2つの届出。解説案 P3

「届出、PCa」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29041	申請・届出	土地の形質の変更	「土壤汚染対策法」に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」は、土地の形質の変更をしようとする者が、 <u>都道府県知事</u> に提出する。	土壤汚染対策法 第9条（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 指定区域内において土地の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。よって正しい。	○
27041	申請・届出	高層建築物等予定工事届	電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ60mの建築物の新築に先立ち、当該工事の着手前に、「高層建築物等予定工事届」を、 <u>労働基準監督署長</u> あてに提出した。	電波法 第102条の3 電波障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mをこえる高層建築物等を建築する場合は、 <u>総務大臣</u> に届け出なければならない。よって誤り。	×
01044	申請・届出	工事監理報告書	建築士法に基づく「工事監理報告書」を、「建築士」が「工事監理終了後、直ちに」、「 <u>建築主</u> 」あてに提出した。	建築士法 第20条 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書で <u>建築主</u> に報告しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「16042、20025、26044」の類似問題です。）	○
20024	申請・届出	危険物貯蔵	消防本部及び消防署を置く市町村の区域内において、危険物に係る貯蔵所の設置に先立ち、「 <u>危険物貯蔵所設置許可申請書</u> 」を、 <u>消防署長</u> あてに提出した。	消防法 第11条 危険物貯蔵所設置許可申請書は消防本部及び消防署をおく市町村は長に、消防本部等所在市町村以外では都道府県知事に届け出る。消防署長に提出するのは誤り。（この問題は、コード「15034」の類似問題です。）	×
17023	申請・届出	航空障害灯・昼間障害標識	航空障害灯及び昼間障害標識の設置の届出は、設置者が、 <u>地方航空局長</u> に提出する。	航空法 第51条（航空障害灯）、第51条の2（昼間障害標識） 航空障害灯・昼間障害標識の設置義務のあるものは国土交通大臣または地方航空局長に届出なければならない。 地表又は水面から60m以上の高さの物件の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。 よって正しい。	○
25041	申請・届出	特殊車両通行許可書	道路法による通行の制限を受ける車両を通行させるために、「 <u>特殊車両通行許可申請書</u> 」を、 <u>警察署長</u> あてに提出した。	道路法 第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。警察署長ではなく道路管理者に提出するので誤り。（この問題は、コード「16041、19042」の類似問題です。）	×
03044	申請・届出	道路占用許可申請書	道路に外部足場を設置するに当たって、継続して道路の一部を使用する必要があるため、「 <u>道路使用許可申請書</u> 」を <u>道路管理者</u> あてに提出した。	道路法 第32条（道路の占用の許可） 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、「 <u>道路占用許可申請書</u> 」を提出して、 <u>道路管理者</u> の許可を受けなければならない。この場合は、「道路使用許可申請書」ではなく「道路占用許可申請書」を道路管理者に提出しなければならないので誤り。 <u>提出物の名前がまちがいの事例。</u> ・数日間～数日：道路使用→警察署長 ・数日～数ヶ月：道路占用→道路管理者	×
30043	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法に基づく「特定建設作業実施届出書」を、工事施工者が、作業の開始の日の7日前までに、 <u>労働基準監督署長</u> に提出した。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、場所及び実施期間などを記載した特定建設作業実施届出書を市町村長に届け出なければならない。よって誤り。	×
30044	申請・届出	消防用設備等設置届	消防法に基づく「 <u>消防用設備等設置届出書</u> 」は、特定防火対象物の関係者が、工事が完了した日から10日以内に、 <u>消防長</u> 又は <u>消防署長</u> に提出した。	「 <u>消防用設備等設置届出書</u> 」は、特定防火対象物の関係者が、工事が完了した日から <u>4日以内</u> に、 <u>消防長</u> 又は <u>消防署長</u> に提出する。よって誤り。 <u>提出期間がまちがいの事例。</u>	×
18043	申請・届出	浄化槽設置	保健所を設置していない市町村において、浄化槽を設置するに当たって、建築主事に確認の申請をする必要がない場合、「 <u>浄化槽設置届出書</u> 」を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して <u>特定行政庁</u> に提出した。	浄化槽法 第5条（設置等の届出、勧告及び変更命令） 浄化槽を設置しようとする者は、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出る。ただし、建築基準法による建築主事の確認を申請すべきとき、又は、建築主事に通知すべきときは、届け出る必要はない。よって正しい。	○

P2

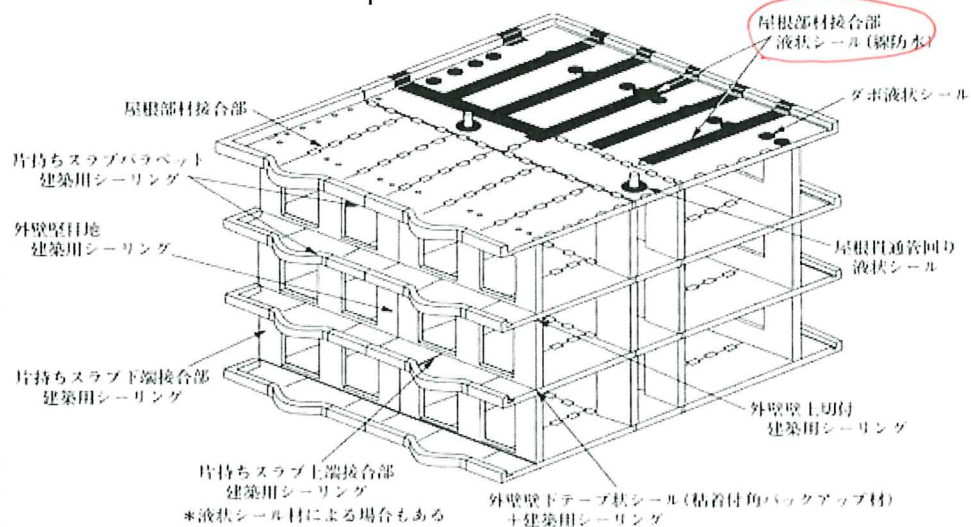
コード	大項目	小項目	問題	解説	解答																																						
25043	申請・届出	エネルギーの使用の合理化	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による、床面積300m ² の建築物の新築に先立ち、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止」及び「空調設備等に係るエネルギーの効率的利用」のための措置に関する届出書を、所管行政庁あてに提出した。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 建築主は、床面積300m ² 以上2,000m ² 未満の建築物の新築等をするときは、工事に着手する前に「建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画」を所管行政庁（建築主事を置く市町村町又は特別区では当該市町村長又は特別区の長、その他の区域では都道府県知事）あてに提出する。よって正しい。（この問題は、コード「19041」の類似問題です。）	○																																						
02021	申請・届出	騒音・振動	騒音規制法に定める指定地域内で行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が、当該作業の場所の敷地の境界線において、85 dB以下となるように管理した。	騒音規制法 特定建設作業に伴って発生する騒音が、特性建設作業場所の敷地境界線において85dBを超えてはならない。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合は除外される。よって正しい。（この問題は、コード「28024」の類似問題です。）	○																																						
03122	PCa工事	調合	プレキャスト部材に用いるコンクリートの空気量は、特記がなく、凍結融解作用を受けるおそれもなかったため、目標値を4.5%とした。	JASS10 プレキャスト部材に用いるコンクリートの空気量は、特記による。特記のない場合は3%以下とする。ただし、凍結融解作用を受ける場合は、一般に目標値4.5%のAEコンクリートとし、工事監理者の承認を受ける。よって誤り。	×																																						
03123	PCa工事	かぶり厚さ	計画供用期間の級が「標準」の建築物において、耐久性上有効な仕上げを施すプレキャスト部材の屋外側の設計かぶり厚さは、特記がなかったため、柱・梁・耐力壁については35mm、床スラブ・屋根スラブについては25mmとした。	JASS10 プレキャスト部材の鉄筋、接合用金物などにおける設計かぶり厚さは、特記または設計図書に指定のない場合は、下表の最小かぶり厚さに5mmを加えた値以上とする。なお、計画供用期間の級が「標準及び長期」で、耐久性上有効な仕上げを施す場合には、屋外側の柱・梁耐力壁の最小かぶり厚さは30mm、床スラブ・屋根フラブは20mmとなるので、設計かぶり厚さはそれぞれ35mm、25mmとなるので正しい。 <u>「設計かぶり厚さ」=「最小かぶり厚さ」+5mm</u> 表 最小かぶり厚さ (単位: mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">プレキャスト部材の種類</th> <th colspan="2">標準・長期</th> <th colspan="2">超長期</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外^{※1}</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造部材</td> <td>柱・梁・耐力壁</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>床スラブ・屋根スラブ</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非構造部材</td> <td>構造部材と同等の耐久性を要求する部材</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>計画供用期間中に維持保全を行う部材</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>(20^{※3})</td> <td>(30^{※3})</td> </tr> <tr> <td colspan="2">直接土に接する部分</td> <td colspan="4">40 (50^{※2})</td> </tr> </tbody> </table> ※1 計画供用期間の級が標準・長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では最小かぶり厚さを10mm減じることができる。 ※2 軽量コンクリートの場合は50mmとする。 ※3 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。	プレキャスト部材の種類		標準・長期		超長期		屋内	屋外 ^{※1}	屋内	屋外	構造部材	柱・梁・耐力壁	30	40	30	40	床スラブ・屋根スラブ	20	30	30	40	非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	20	30	30	40	計画供用期間中に維持保全を行う部材	20	30	(20 ^{※3})	(30 ^{※3})	直接土に接する部分		40 (50 ^{※2})				○
プレキャスト部材の種類		標準・長期		超長期																																							
		屋内	屋外 ^{※1}	屋内	屋外																																						
構造部材	柱・梁・耐力壁	30	40	30	40																																						
	床スラブ・屋根スラブ	20	30	30	40																																						
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	20	30	30	40																																						
	計画供用期間中に維持保全を行う部材	20	30	(20 ^{※3})	(30 ^{※3})																																						
直接土に接する部分		40 (50 ^{※2})																																									
28121	PCa工事	かぶり厚さ	プレキャスト部材の接合用金物のアンカー筋に対するコンクリートの設計かぶり厚さについては、特記がなかったため、部材製造時の精度や施工時の誤差を考慮し、必要な最小かぶり厚さに5mmを加えた値とした。	JASS10 接合用金物の設計かぶり厚さは、特記による。特記のない場合は、最小かぶり厚に5mmを加えた値以上とする。よって正しい。（この問題は、コード「20205、24121」の類似問題です。）	○																																						
20204	PCa工事	配筋	プレキャストの梁部材の製造における鉄筋ユニットの組立てについては、運搬による鉄筋ユニットの変形を避けるために、主筋とあばら筋とをアーク溶接により組み立てた。	JASS10 プレキャスト鉄筋コンクリート工事の鉄筋ユニットの組立の際、アーク溶接を用いて鉄筋を溶接することは、母材の性質に悪影響を与えるので避けなければならない。よって誤り。 NG.	×																																						
29121	PCa工事	加熱養生	プレキャスト部材の製造に当たり、コンクリートの加熱養生において、前養生時間を3時間とし、養生温度の上昇勾配を15°C/hとした。	JASS10 前養生期間は、コンクリートの打込み終了後、加熱を開始するまでの期間をいう。ホットコンクリートを用いていない場合には、この期間にプレヒートを行い、表面の水引を促進することもある。一般的には3時間程度とすることが多い。温度上昇期間は、蒸気を送り込みながら養生槽内あるいは型枠などの温度をほぼ一定の割合で上昇させていく期間である。10~20°C/h程度の温度上昇勾配が推奨されている。よって正しい。	○																																						

「届出, PCa」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答																																																																						
26124	PCa工事	脱型	プレキャスト部材の脱型時所要強度については、脱型時にベッドを傾斜させないで部材だけを片側から立て起こす計画としたので、 12N/mm^2 とした。	JASS10 PC板の脱型時に、ベッドを傾斜させないで部材を片側から立て起こす場合には、コンクリートの圧縮強度は、約 12N/mm^2 程度必要である。また、ベッドを 70° 程度まで立て起こしてから吊り上げる場合には、コンクリートの圧縮強度は、約 $8\sim 10\text{N/mm}^2$ 程度必要である。なお、脱型時の圧縮強度は、部材と同一養生した供試体により圧縮強度試験を行う。よって正しい。	○ P4.																																																																						
29122	PCa工事	脱型	プレキャスト部材の製造に当たり、板状のプレキャスト部材の脱型時所要強度については、脱型時にベッドを $70\sim 80$ 度に立て起こしてから吊り上げる計画としたので、コンクリートの圧縮強度を 5N/mm^2 とした。	JASS10 PC板の脱型時に、ベッドを傾斜させないで部材を片側から立て起こす場合には、コンクリートの圧縮強度は、約 12N/mm^2 程度必要である。また、ベッドを 70° 程度まで立て起こしてから吊り上げる場合には、コンクリートの圧縮強度は、約 $8\sim 10\text{N/mm}^2$ 程度必要である。よって誤り。	×																																																																						
28123	PCa工事	圧縮強度	製造工場におけるプレキャスト部材の脱型時のコンクリートの圧縮強度は、部材の製造場所において採取し標準養生を行った供試体の圧縮強度の結果により確認した。	JASS10 部材コンクリートの圧縮強度は、部材の製造場所では採取し部材と同じ養生を行った供試体の圧縮強度で表すものとする。標準養生ではないため誤り。(この問題は、コード「23122」の類似問題です。)	×																																																																						
02121	PCa工事	圧縮強度	製造工場におけるプレキャスト部材コンクリートの脱型時の圧縮強度については、プレキャスト部材と同一養生を行った供試体の圧縮強度試験の結果により確認した。	JASS10 部材コンクリートの圧縮強度は、部材の製造場所では採取し部材と同じ養生を行った供試体の圧縮強度で表すものとする。よって正しい。	○																																																																						
02122	PCa工事	製品検査	プレキャスト梁部材の長さについては、特記がなかったので、許容差を $\pm 10\text{mm}$ として製品の寸法精度の管理を行った。	JASS10 プレキャスト部材の寸法の許容差は、特記がない場合は、柱・壁柱、床・屋根は $\pm 5\text{mm}$ 、梁及び耐力壁は $\pm 10\text{mm}$ とする。よって正しい。 プレキャスト部材の寸法および先付部品の取付位置の許容差の例 (単位: mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">許 容 差</th><th rowspan="2">その他¹⁾</th></tr> <tr> <th>柱・壁柱</th><th>梁</th><th>耐力壁</th><th>床・屋根</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャスト部材の長さ</td><td>± 5</td><td>± 10</td><td>± 10 (± 5)^{*1} (± 3)^{*2}</td><td>± 5</td><td></td></tr> <tr> <td>プレキャスト部材の幅、せい</td><td>± 5</td><td></td><td>—</td><td></td><td>± 5</td></tr> <tr> <td>プレキャスト部材の厚さ</td><td>—</td><td></td><td></td><td>± 3</td><td></td></tr> <tr> <td>面のねじれ 面の反り 面の凹凸</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>部材辺の曲がり</td><td>3</td><td></td><td>5 (3)^{*2}</td><td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>対角線長さ差</td><td>5</td><td></td><td>10 (5)^{*1,*2}</td><td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>接合金物の位置</td><td></td><td>± 3</td><td></td><td></td><td>± 5</td></tr> <tr> <td>接合用鉄筋の位置</td><td></td><td>± 5</td><td></td><td>± 10</td><td></td></tr> <tr> <td>接合用鉄筋の傾き</td><td></td><td>1/40</td><td></td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>先付部品の位置²⁾</td><td></td><td></td><td></td><td>$\pm 3\sim 10$</td><td></td></tr> </tbody> </table> [注] 1) : その他の部材とは、階段、非耐力壁、手すりなどの部材をいう。 2) : 先付部材は、その種類や用途別に許容差が異なるので、施工計画書にその値を定める。 3) : * 1は、WPC工法の内壁部材を、* 2は WPC工法の外壁部材を示す。	項目	許 容 差				その他 ¹⁾	柱・壁柱	梁	耐力壁	床・屋根	プレキャスト部材の長さ	± 5	± 10	± 10 (± 5) ^{*1} (± 3) ^{*2}	± 5		プレキャスト部材の幅、せい	± 5		—		± 5	プレキャスト部材の厚さ	—			± 3		面のねじれ 面の反り 面の凹凸			5			部材辺の曲がり	3		5 (3) ^{*2}	5		対角線長さ差	5		10 (5) ^{*1,*2}	5		接合金物の位置		± 3			± 5	接合用鉄筋の位置		± 5		± 10		接合用鉄筋の傾き		1/40		—		先付部品の位置 ²⁾				$\pm 3\sim 10$		○ P5
項目	許 容 差					その他 ¹⁾																																																																					
	柱・壁柱	梁	耐力壁	床・屋根																																																																							
プレキャスト部材の長さ	± 5	± 10	± 10 (± 5) ^{*1} (± 3) ^{*2}	± 5																																																																							
プレキャスト部材の幅、せい	± 5		—		± 5																																																																						
プレキャスト部材の厚さ	—			± 3																																																																							
面のねじれ 面の反り 面の凹凸			5																																																																								
部材辺の曲がり	3		5 (3) ^{*2}	5																																																																							
対角線長さ差	5		10 (5) ^{*1,*2}	5																																																																							
接合金物の位置		± 3			± 5																																																																						
接合用鉄筋の位置		± 5		± 10																																																																							
接合用鉄筋の傾き		1/40		—																																																																							
先付部品の位置 ²⁾				$\pm 3\sim 10$																																																																							
27123	PCa工事	製品検査	プレキャスト部材の非耐力壁の対角線長さの許容差は、特記がなかったので、 5mm として製品の寸法精度の管理を行った。	JASS10 プレキャスト部材の対角線長さの許容差は、特記がない場合は、耐力壁のみ 10mm 、その他の部材(柱、梁、非耐力壁、床など)は 5mm とする。よって正しい。	○																																																																						
30124	PCa工事	検査	プレキャスト部材の組立精度の検査は、柱・壁の垂直部材と梁・床の水平部材とも、それぞれ $\pm 10\text{mm}$ を判定基準として行った。	JASS10 部材の組立精度の試験・検査において、構成部材のうち柱・耐力壁の垂直部材と梁・床部材の水平部材の分類し、判定基準はそれぞれ $\pm 5\text{mm}$ 以下としている。よって誤り。	×																																																																						

「届出, PCa」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25124	PCa工事	敷きモルタル	プレキャスト部材の耐力壁の水平接合部には、壁厚と同じ幅で、かつ、レベル調整材と同じ高さに敷モルタルを敷き込み、壁部材を建て込んだ。	JASS10 プレキャストの耐力壁の水平接合部などのように、部材の自重を利用して押さえることで、敷モルタルを充填させるためには、部材セット時の敷モルタルの施工方法および施工軟度が重要である。施工方法は、敷モルタル接合部にモルタルが十分充填されるように、接合部材の厚さ(壁部材であれば壁厚さ)でかつレベル調整材より10mm程度高くなるように敷モルタルを盛上げて敷込み、壁部材設置後は、接合部よりはみ出したモルタルを接合部内に押し込むようにしながら除去する。レベル調整材と同じ高さに敷モルタルを敷込むわけではないので、誤り。(この問題は、コード「18203, 20202」の類似問題です。)	×
30123	PCa工事	部材の組立て	プレキャスト部材を現場打ちコンクリートに接合する部分については、現場打ちコンクリート部分の精度に影響されるため、「 <u>プレキャスト部材の位置の許容差</u> 」を、特記がなかったので、「 <u>現場打ちコンクリート部分の位置の許容差</u> 」と同じ値とした。	JASS10 プレキャストコンクリート造の部分では、工場で製造した寸法精度の高い部材を組み合わせて構築するため、現場打ちコンクリート部分より高い精度で組み立てることは可能である。しかし、 <u>プレキャストコンクリート部材を現場打ちコンクリート部分に接合する部分では、現場打ちコンクリート部分の精度に影響されるので、部材の位置の許容差についても現場打ちコンクリート部分と同じ許容差(±20mm)とする。</u> よって正しい。(この問題は、コード「16213, 20203, 25122, 28122」の類似問題です。)	○
02123	PCa工事	溶接	エンクローズ溶接継手によるプレキャスト部材相互の接合において、溶接作業については、建築物の外周部から中央部へ順次行った。	JASS10 梁の主筋の接合に、エンクローズ溶接を用いる場合、溶接後の冷却により1mm程度の収縮が生じ、引張りの残留応力が発生する。接合部の拘束を軽減するために、溶接作業は、一般に、 <u>建築物の中央から外側に向かうように進める。</u> よって誤り。(この問題は、コード「17201」の類似問題です。)	×
25123	PCa工事	スリーブ継手	プレキャスト部材の柱脚部において、鉄筋のスリーブ継手のグラウト材の充填度については、 <u>1か所の注入口から注入したグラウト材が、すべての排出口からあふれ出たことを目視により確認した。</u>	JASS10 グラウト材の充填度は、グラウト材をスリーブ継手の1ヶ所の注入口から注入し、柱脚目地部に充填されたあとにスリーブ内を上昇し、 <u>すべての排出口から溢れ出たことを目視により確認する。</u> よって正しい。(この問題は、コード「17203, 21123」の類似問題です。)	○
15203	PCa工事	防水施工	外壁の部材の接合部において、ポリウレタン系のシーリング材を使用する場合、 <u>シーリング材の目地幅を25mm、充填深さを15mmとした。</u>	JASS10 プレキャストコンクリート部材を用いる工法の標準的な外壁目地の防水工事には、一般に <u>2成分形反応硬化タイプのポリウレタン系シーリング材が用いられている。</u> また目地寸法は、 <u>縦目地で幅15mm、横目地で幅20mmが一般的で、シーリング材の充填深さは目地幅の1/2～等倍が適切である。</u> なお、シーリング深さは最低10mm以上確保しなければならない。よって正しい。	○
02124	PCa工事	防水施工	液状シールによるプレキャスト屋根部材の接合部の防水において、液状シールの塗布幅については、 <u>目地幅端部より両端とも60mm以上とした。</u>	JASS10 液状シール材の塗布幅は、 <u>目地幅端部より両端とも60mm以上の範囲とし、塗り厚みは、防水用ガラスシートを含め10mm以上を確保する。</u> よって正しい。	○



解説図 13.1 WPC工法における接合部の防水の例